

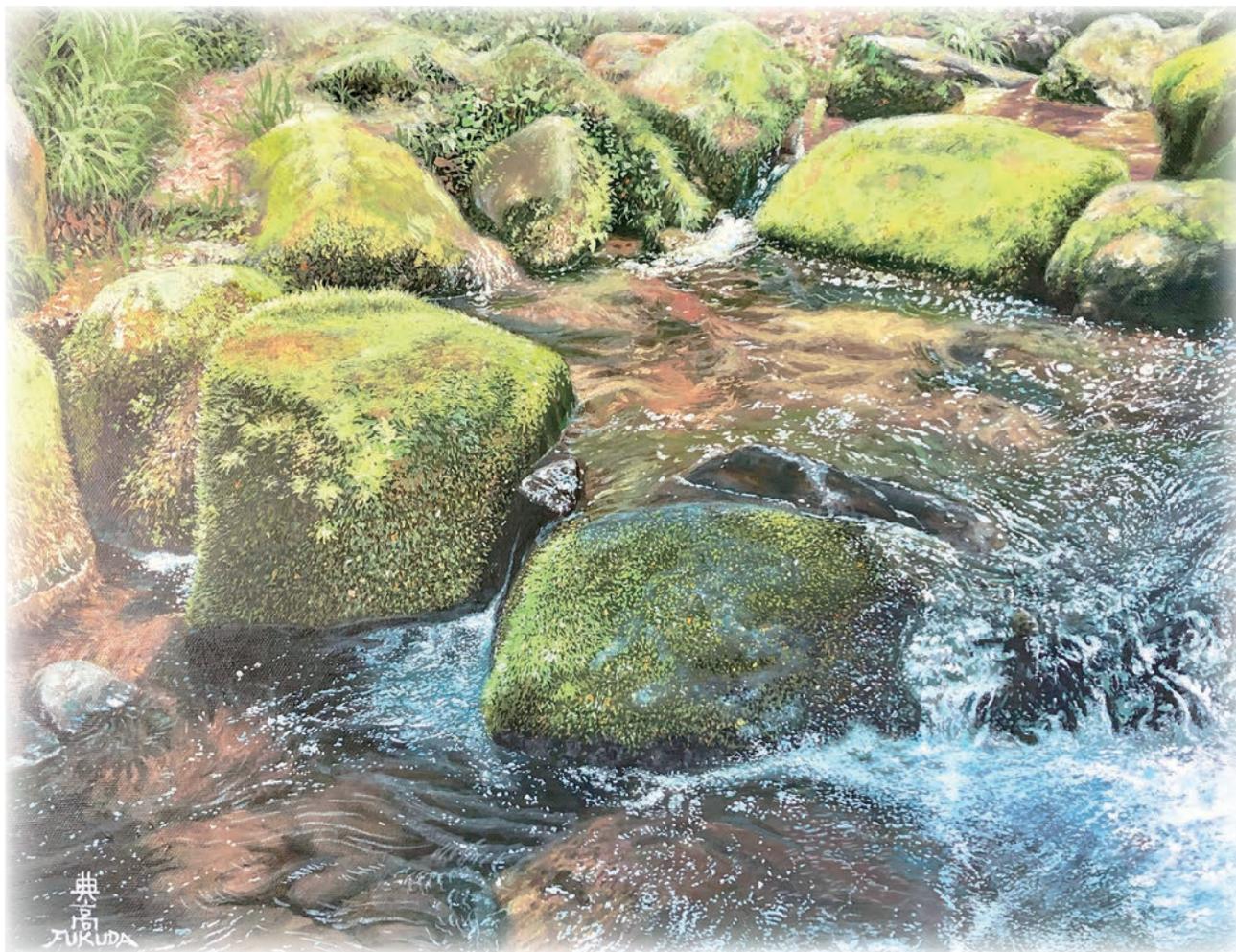
社会保険 とっとり

vol.628

2023
8

今月の記事

- 令和6年10月からパート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます
- 算定基礎届により決定された新しい標準報酬月額は、9月1日より適用されます
- 知って、お得に! ジェネリック医薬品について
- 申請書(届出書)は新様式で提出を!
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第111回 ~暑くなりかけがあぶない熱中症~
- 鳥取支部「イキイキ健康づくりゴルフ大会」のご案内
- 健康づくりDVD貸出のご案内



典高
アクリル

夏流(4号アクリル)
(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ

令和6年10月から パート・アルバイトの社会保険の 加入要件が更に拡大されます



対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

現在

被保険者数
101人以上の企業等



令和6年10月～

被保険者数
51人以上の企業等

◆ 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは？

適用事業所の厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まない、共済組合員を含む)の総数^(※)が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する(法人番号が同一である)すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

◆ 加入対象(短時間労働者)の要件は？

被保険者数51人以上の企業等(特定適用事業所)に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない



厚生年金保険の被保険者数が基準に満たない企業等であっても、被保険者の同意に基づき、短時間労働者の適用拡大の対象事業所になることができます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

「社会保険の適用拡大」について、詳しくは以下のサイトをご覧ください。

適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



算定基礎届により決定された 新しい標準報酬月額は、 9月1日より適用されます



今年提出していただきました算定基礎届により、令和5年9月分からの標準報酬月額が決定され、これは令和5年9月分から令和6年8月分までの保険料計算の基礎となります。

ただし、月額変更届により本年7月以降に標準報酬月額が改定された場合は、その改定月から変更後の標準報酬月額を適用することになります。

また、このたび決定された標準報酬月額については、必ず被保険者の皆様にお知らせいただきますようお願いいたします。事業主様からの通知方法は任意ですが、**明確かつ確実に通知するよう**お願いいたします。

参考までに、文書での通知様式の例を以下にお示しします。

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書(被保険者用)		氏名	例示	
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額(健保)	(厚年) 千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額(健保)	(厚年) 千円
			決定後の標準報酬月額(健保)	(厚年) 千円
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額(健保)	(厚年) 千円
			改定後の標準報酬月額(健保)	(厚年) 千円
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額(健保)	(厚年) 千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失	令和 年 月 日		

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は…
 ・資格取得時の決定…資格取得(入社)し被保険者となった場合
 ・定時決定…毎年9月(毎年4、5、6月の報酬を基に決定)
 ・随時改定…報酬が大幅に変動した場合(変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定)
 ・賞与支払時の決定…賞与を支払った場合(賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定)
 ・資格喪失日…退職日の翌日

令和 年 月 日 事業所所在地 _____
 事業所名称 _____
 事業主氏名 _____

★社会保険料の計算について

9月分の社会保険料額等は、算定基礎届により決定された新しい標準報酬月額に基づき計算されます。10月に通知される納入告知額をご確認いただきますようお願いいたします。

お問合せ先

鳥取年金事務所
鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所
倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所
米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

知って、お得に！ ジェネリック医薬品について



ジェネリック医薬品が安くておすすめだと、よく聞くのですが、安いと安全性が心配です。先発医薬品(新薬)と何が違うのでしょうか？



ジェネリック医薬品が低価格で提供できるのは、開発費用が少なくてすむからです。品質は先発医薬品(新薬)と同等であるので、安心して服用していただけます。

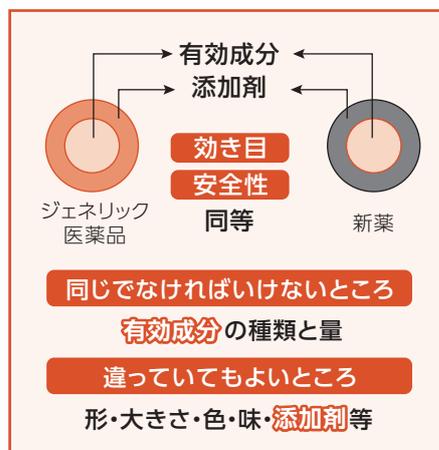


お財布にやさしい、ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が過ぎた後に販売され、新薬と**同一の有効成分を同一量含み、効き目や安全性が同等**であると厚生労働省が承認したお薬です。具体的には、新薬と同じように体内で有効成分が吸収されるかを確認する試験等を実施していて、その品質は先発医薬品と同等であると厚生労働省から承認されています。

また、研究開発費が少なくてすむため、**新薬の2～7割の価格**となっています。

協会けんぽでは、加入者のお薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、今後、医療費や保険料率の伸びが抑えられることからジェネリック医薬品の普及を推進しています。



“ジェネリック医薬品軽減額通知”をお送りします

協会けんぽでは、処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、**お薬代の負担が軽くなる見込み**の方に、お知らせをお送りしています。この機会に**ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？**

送付時期 令和5年8月下旬頃 **送付先** 被保険者様の住所へ直接お送りします。

対象者 主に生活習慣病や慢性疾患などのお薬を長期間服用されている方で、切り替えによりお薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方
※すべての加入者様に通知されるものではありません。



※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても処方が難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

申請書(届出書)は新様式で提出を!

令和5年1月に申請書(届出書)の様式が新しくなっていますので、新様式の申請書(届出書)をご使用ください。**旧様式で申請された場合は、事務処理に時間を要します。**新様式での申請にご協力いただきますようお願い申し上げます。

こちらからダウンロード!



新様式の申請書(届出書)が手元にない場合は?

協会けんぽホームページよりダウンロードしていただくことができます。また、ダウンロードが困難な場合は協会けんぽ鳥取支部へ郵送をご依頼ください。

お問合せ先

全国健康保険協会 鳥取支部 企画総務グループ

☎ 0857-25-0051

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

申請書の提出など
お手続きはすべて郵送で!

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

メールマガジン
会員登録中!





第111回 暑くなりかけがあぶない熱中症

▼草刈りにこだわって

鳥取市の実家は母が亡くなって以来、空き家のままである。いまの時期は、雨と太陽のおかげで雑草が伸び放題。数週間ぶりに実家をのぞいてみると、庭や畑がカラスノエンドウやスギナに埋めつくされている。やれやれと思いつつ、作業着に着替え、草刈り機のエンジンをかける。雑草も丈が伸びすぎれば、草刈機にからみついてなかなか刈り取りづらい。こまめな除草がコツとはわかっているのだが、週末になかなか時間がとれない。だから、なるべくいちどに草刈りを終わらせようと頑張ってしまう。一昨年の7月初旬、炎天下で畑と庭の草刈りを一気にやろうとしていた時だった。途中でお茶を飲んでいただけなのに、妙に身体がだるい、汗がふきでるようで、気分が悪くなってきた。あと少しなので、最後までやり切ってしまうと草刈りを続けていたら、頭がふらついてきた。「これはヤバイ」と感じ、すぐに冷房の効いた室内に戻り服を脱いで身体を冷やした。こういう状況が熱中症であり、とても危険なのだ。

▼熱中症のサインはさまざま

熱中症は暑熱障害による症状の総称だが、要するに外部の熱に自分の身体がうまく適応できない状態である。重症度により、1度、2度(熱疲労)、3度(熱射病)まである。1度は、めまい、筋肉痛、大量の発汗、2度は頭痛・気分不良、吐き気・倦怠感、3度では意識障害、けいれん、となる。熱中症は8月の暑い盛りにおこると思いがちだが、じつは6月下旬～7月初旬に発生しやすい。年代では高齢者が多く、発生場所は住居内が多いことも意外である。急に気温が高くなる時期で湿度が高く、身体が暑さに慣れていないタイミングが危ないのである。じつは、令和4年度の人口当たりの熱中症の発生率を調べると、鳥取県が全国で1位であった。沖縄や九州各県よりも、鳥取県は熱中症が多いのである。熱中症を疑ったら、すぐに日陰や風通しのよいところに避難して、体温を下げる必要がある。3度の意識障害までいけば救急車となる。熱中症は命にかかわる、とても危険な状態なのである。

▼熱中症にならないために

熱中症の予防には、いつ、どんな状況で起こりやすいかを理解し、対処法を学んでおく必要がある。高齢者は自宅の部屋にいただけで熱中症になる危険がある。とくに7月初旬は要注意である。部屋の風通しをよくする、エアコンの除湿モードで湿度と室温を下げしておく、水分と少しの塩分をとるように努める。しっかり休息を取り、3食をきちんと食べることが大事である。高齢者は高血圧や心臓病などで降圧薬や利尿薬(尿量を増やす薬)を飲んでいることもあり、脱水になりやすくて熱中症になりやすい。私は草刈りのとき熱中症になり痛い目にあつた。だから、その後は「無理をしないこと」「一気に片付けようとしないこと」に決めた。近所の人は庭の管理ができてないと思うかもしれない。でも、草刈りで命を落とすなんて本末転倒である。雑草もほどほどに残しておいてやればいい、今はそんなふう考えている。



鳥取大学医学部
地域医療学講座
教授

谷口 晋一
(たにぐち しんいち)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133 ホームページ [鳥取県社会保険協会](#) [検索](#)

第38回
鳥取支部



健康づくりゴルフ大会のご案内



社会保険協会の会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります。)の被保険者及び被扶養者の皆様の健康づくりと相互の親睦を図るため、次のとおりゴルフ大会を開催します。
なお、当協会の会員事業所の被保険者及び被扶養者の方であれば、管轄区域に関わらずご参加できます。多数のご参加をお待ちしております。

申込先 (一財)鳥取県社会保険協会へご連絡ください。申込用紙を送付させていただきます。

日時 10月29日(日)
8時30分集合 9時04分スタート

場所 旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部
湖山コース(鳥取市御熊)

募集人員 32名(先着順締切)

参加資格 社会保険協会の会員事業所の被保険者及び被扶養者

競技方法 ①18ホール ストロークプレイ
②ハンディキャップはダブルペリア方式
③同ネットの場合は年長者上位

参加費 プレー料金等は個人負担となります。

表彰 優勝、準優勝、第3位、ベストグロ賞等

申込期限 10月10日(火)

主催 (一財)鳥取県社会保険協会 鳥取支部

健康づくり DVD貸出 のご案内



会員事業所の被保険者・家族用

- 1 ためしてガッテン がん
- 2 ためしてガッテン 糖尿病・脳卒中
- 3 ためしてガッテン メタボリック
- 4 ためしてガッテン ギックリ腰・ひざ痛



- 貸出期間:10日間以内
- 貸出本数:1回2本まで
- 貸出対象:協会会員事業所の被保険者と被扶養者

(注)このDVDは、個人が家庭内で視聴することを目的としています。

※詳しい内容は、当協会のホームページをご覧ください。

会員事業所用

- 1 はじめてのウォーキング&ジョギング
- 2 若々しい体をキープ! エクササイズ&ダイエット
- 3 Good-bye ストレス
- 4 正しく知れば怖くない がんのお話
- 5 メタボリックシンドローム あなたは大丈夫?
- 6 夏の熱中症・冬のヒートショックに気をつけよう!
- 7 ちょちょいのちょいトレ 毎日筋活部 筋肉を育ててメタボを予防しよう!
- 8 トータルヘルスプロモーションのための健康サポート体操
- 9 自分でできる ストレスコントロール ~セルフケアのための10の方法~
- 10 ストレス・コーピングによるセルフケア ~ストレスに上手に対処する方法~
- 11 ストステックを活用したセルフケア
- 12 部下が休職する前にできること ~ラインケアに活かそう! ストレスチェック制度~

- 貸出期間:10日間以内
- 貸出本数:1回5本まで
- 貸出対象:協会会員事業所